令和２年９月１８日

お得意様各位

株式会社　タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜１０４

System-V 相続税申告書･財産評価･電子申告プログラムのネット更新について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

令和２年４月分以降用相続税申告書・財産評価プログラムが完成しましたのでお知らせいたします。
また、令和2年9月23日のe-Tax更新（法人税申告書）に対応し、電子申告プログラムも更新しました。電子申告システムをお持ちのお客様は、電子申告環境設定の更新作業もあわせて行ってください。※e-Taxソフトについても更新作業が必要です。(P.10参照)

ネット更新は、令和2年9月23日10:00より可能です

また、令和2年6月に更新となった「マルチウインドウ端末」V-5.15になっていないコンピュータにつきましては、マルチウインドウ端末の更新作業もお願いします。

詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

今後とも倍旧のお引き立てのほど、宜しくお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願いいたします。

取扱説明書

・https://www.ss.tatemura.com/ より確認できます。

案内資料

・ System-V ネット更新作業手順及びバージョンNO.一覧表　・・・・１～２
・ マルチウィンドウ端末(V-5.15) インストール方法 ・・・・・・・・３～６
・ 電子申告 環境設定インストール方法　・・・・・・・・・・・・・・７～10
・ 相続税申告書　更新内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11～12
・ 財産評価プログラム　更新内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
・ 電子申告システム　更新内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～18
・ 別紙「官製用紙印刷」についてのお知らせ

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡くださいますようお願いします。 尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

ＴＥＬ　０４２－５５３－５３１１(AM10:00～12:00　PM1:00～3:30)
ＦＡＸ　０４２－５５３－９９０１

以上

System-V ネット更新作業手順	20.09

プログラム等のネット更新をご希望のお客様には、弊社システムに更新があった場合マルチウィンドウ端末起動時に以下のメッセージを表示するようになっております。

```
プログラム更新　○○個のファイルが新しくなっています
　　１０００番の４で更新できます

＊＊＊　以上を読んだら Enter を押してください ＊＊＊
```

また、同時に更新内容につきましては、あらかじめご登録いただいているメールアドレスに更新のお知らせを送信します。

上記メッセージを表示した場合、System-Vの更新（サーバー側）及び電子の環境更新（各端末側）がございますので、以下の作業手順に従って更新作業を行ってください。

サーバーの更新方法

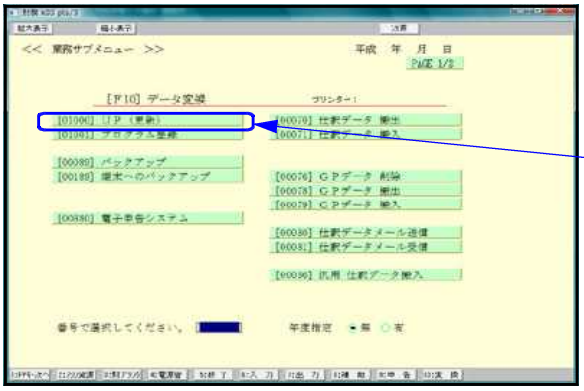

① 初期メニューより F10 データ変換を選択します。[1000] ＵＰ（更新）を呼び出します。

1000 Ｅｎｔｅｒ を押します。

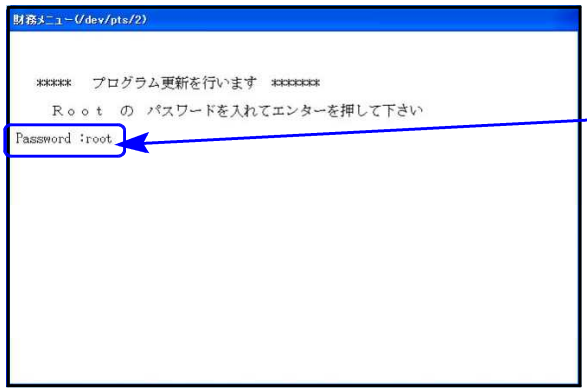

② 左図の画面を表示します。

Ｅｎｔｅｒ を押します。
（rootは入力しません）

ｒｏｏｔ は消さないようにしてください。
※パスワードを消した場合エラーを表示します。

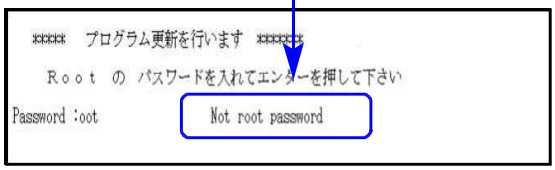

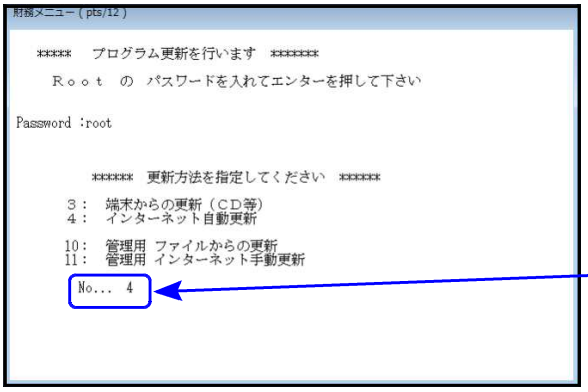

③ 左図の画面を表示します。

『４』インターネット自動更新を選択します。

4 Enter と押します。

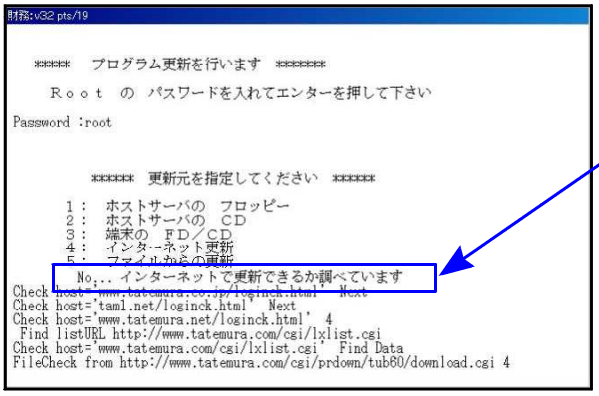

④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。
チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ちください。

転送作業は全システムを見比べ、差分をインストールしております。
インターネットの環境にもよりますが、『10～20分』かかります。

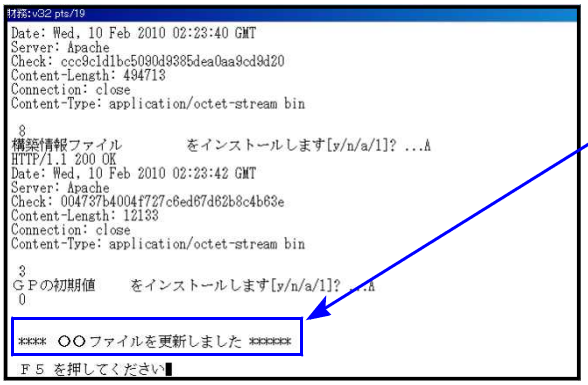

⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。

⑥ Ｆ５ を押して更新画面を終了します。

⑦ **サーバーを再起動してください。**

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは Ｆ９ （申告･個人･分析）の２頁目、 F10 （データ変換）の１頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備　　考
５００ ５１０	相続税申告書Ａ 〃　　Ｂ	Ｖ－６．１０	令和２年改正に対応しました
５３０ ５４０	WP版相続税申告書Ａ WP版相続税申告書Ｂ	Ｖ－６．１０	
５５０	財産評価	Ｖ－６．１０	「配偶者居住権等の評価明細書」を新規追加しました
８８０	電子申告	Ｖ－６．０８	・e-Taxの更新に対応しました ・法人税申告書及び消費税申告書(法人)におけるイメージデータ(PDF添付)送信に対応しました

※マルチウィンドウ端末がV-5.15に更新（令和2年6月～）となっています。
各端末においてマルチウィンドウ端末のバージョンを確認していただき、V-5.14以前の場合は更新を行ってください。(P.3～P.6)

※電子申告をご利用のコンピュータにおきましては、電子申告環境設定のインストールも行ってください。(P.7～10)

《Windows 10/8》 ～各端末で確認を行ってください～ 20.09

マルチウィンドウ端末 (V-5.15) インストール方法

※既にVer5.15に更新済の場合、作業不要※

・Ver5.15への更新を行います。既に更新しているコンピュータにつきましては作業不要です。

● マルチウィンドウ端末のバージョン確認方法 ●

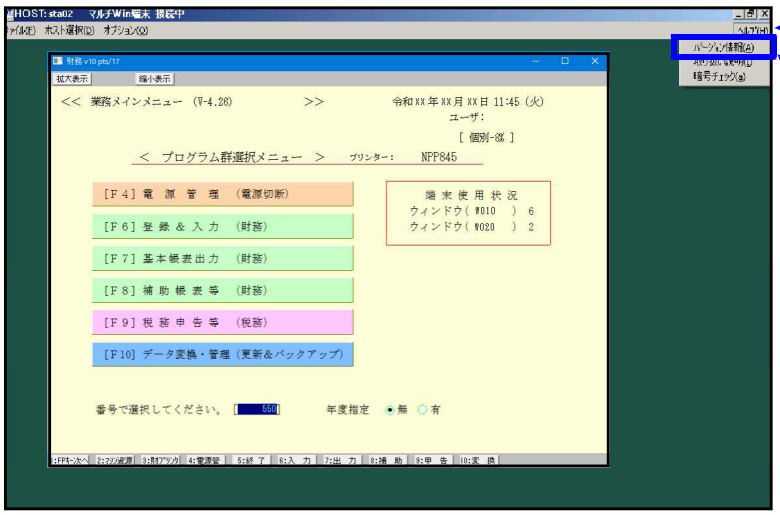

画面右上の「ヘルプ」をクリックします。

↓

「バージョン情報」をクリックします。

↓

「V-5.15」なら作業不要です。
V-5.14以下の場合は作業が必要です。

● インストール方法 ●

・インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。(マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。) 終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。

・下記に沿って各端末機でインストール作業を行ってください。

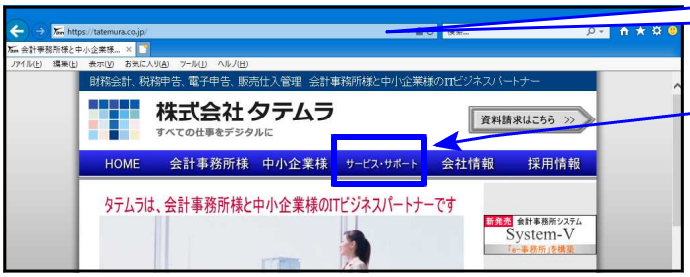

https://tatemura.co.jp/

1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。

2. 「ダウンロード」をクリックします。

3. 左図の画面が開きます。「ダウンロードはこちらから」をクリックします。

4. 左図の画面を表示します。
下へスクロールして
マルチウィンドウ端末の
『更新』をクリックします。

5. 画面下に左下図を表示します。
保　存 横の▼をクリックして、
「名前を付けて保存」を選択します。

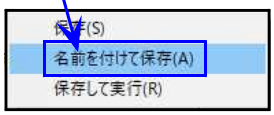

※保存場所指定画面が出ます
ので、デスクトップに指定
します。

右図の画面を表示した場合は
操作 を選択します。
↓
左側の画面を表示しますので
「その他のオプション」を
クリックします。
↓
右側の画面を表示したら
「実行」を選択します。

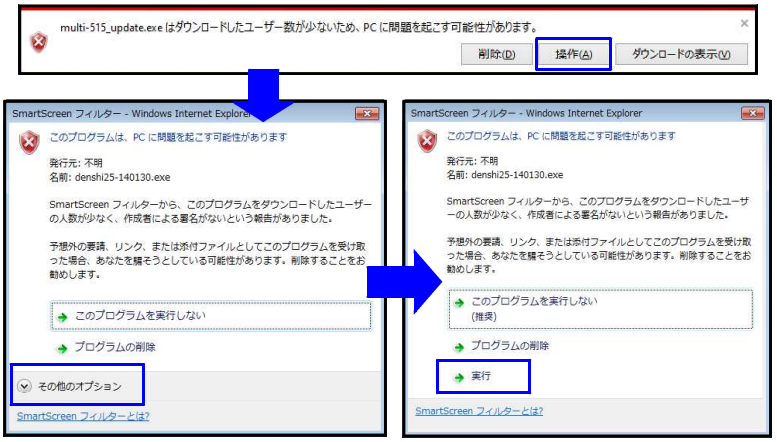

右図の画面を表示
した場合は 実行
を選択します。
↓
「詳細情報」をクリック
します。
↓
「実行」を選択します。

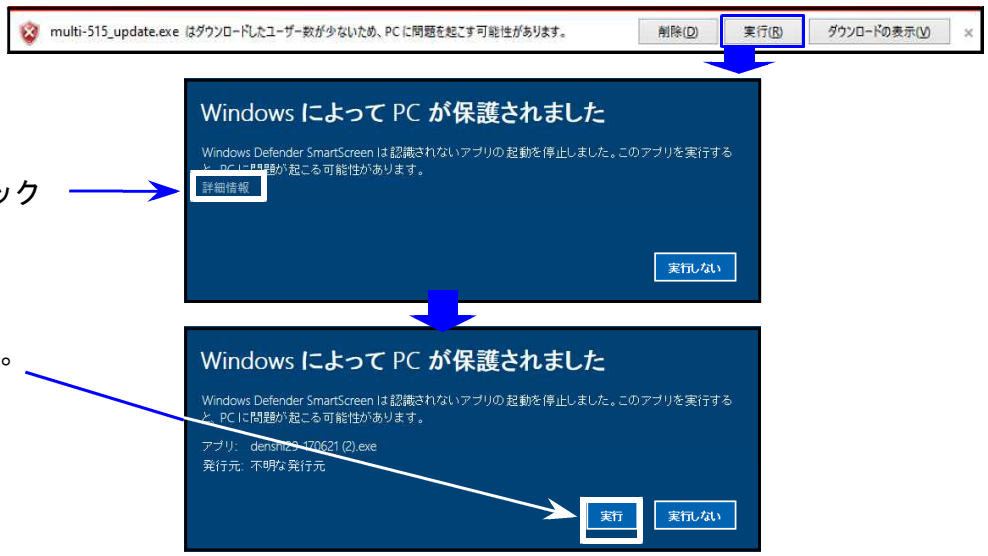

6. 保存が完了すると、左図の
画面を表示します。
実行 を選択してください。

7. 左図の画面を表示します。

しばらくお待ちください。

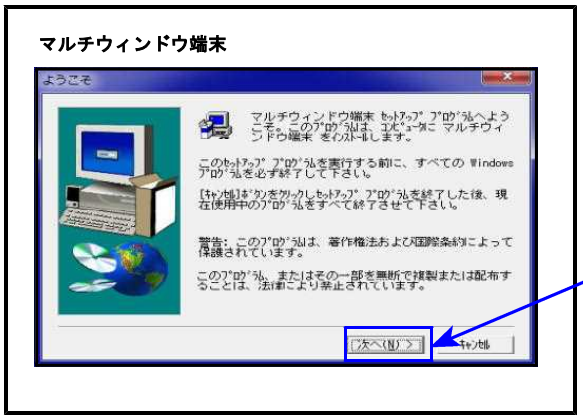

8. 左図の画面を表示します。
「次へ」をクリックします。

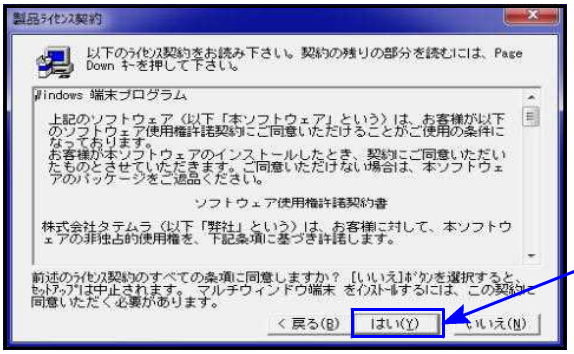

9. 左図の画面を表示します。

「はい」をクリックします。

10. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

しばらくお待ちください。

11. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

更新作業が始まります。
そのまましばらくお待ちください。

12. 「セットアップの完了」と表示したら「完了」をクリックします。

※デスクトップへ保存した場合、
デスクトップの
「multi-515_update.exe」は削除します。

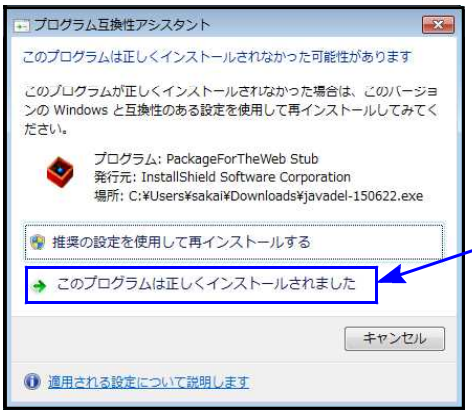

※インストール終了後に
「このプログラムは正しくインストールされなかった可能性があります」と表示した場合

「このプログラムは正しくインストールされました」をクリックします。

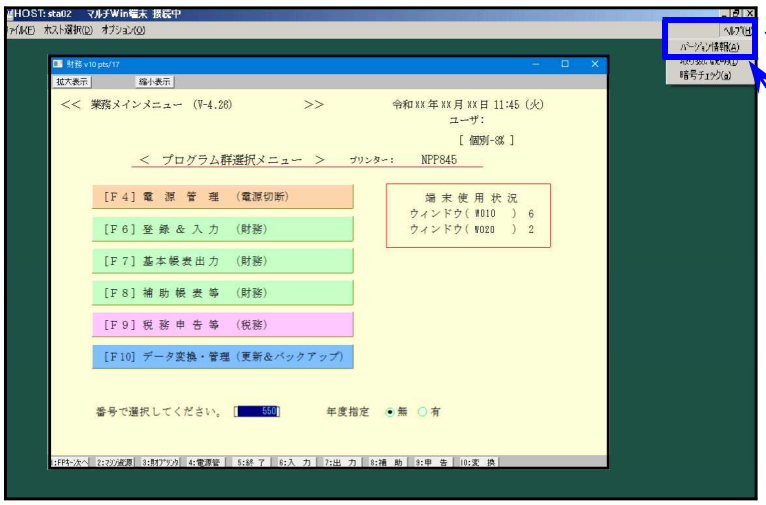

13. **パソコンを再起動後**、マルチウインドウ端末のバージョンを確認します。

画面右上の「ヘルプ」をクリック。
↓
「バージョン情報」をクリック。
↓
「V-5.15」になったことを確認します。

● 電子申告を行っていないパソコンの場合⇒更新作業は以上で終わりです。

● 電子申告ご利用のパソコンの場合
⇒次頁以降の「電子申告環境設定」インストールも引き続き行ってください。

《 Windows 10/8 》

電子申告 環境設定インストール方法　※電子申告をご利用のｺﾝﾋﾟｭｰﾀでのみ作業を行ってください※　20.09

・インストールを行う際は、全てのプログラムを終了してください。（マルチウィンドウ端末も閉じます。）終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。

・下記に沿って各端末機でインストール作業を行ってください。

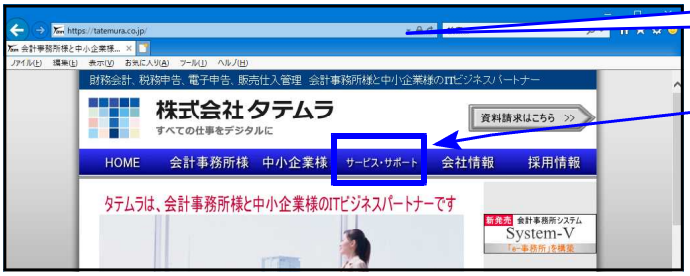

1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。

2. 「ダウンロード」をクリックします。

3. 左図の画面が開きます。
「ダウンロードはこちらから」をクリックします。

4. 電子申告の環境設定をインストールします。

左図ダウンロードページの
国税・地方税電子申告システム環境設定
『インストール』をクリックします。

5. 画面下に左下図を表示します。
保存　横の▼をクリックして、
「名前を付けて保存」を選択します。

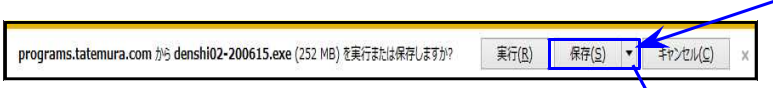

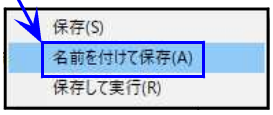

※保存場所指定画面が出ますので、デスクトップに指定します。

右図の画面を表示した場合は
操作 を選択します。
↓

左側の画面を表示しますので
「その他のオプション」を
クリックします。
↓

右側の画面を表示したら
「実行」を選択します。

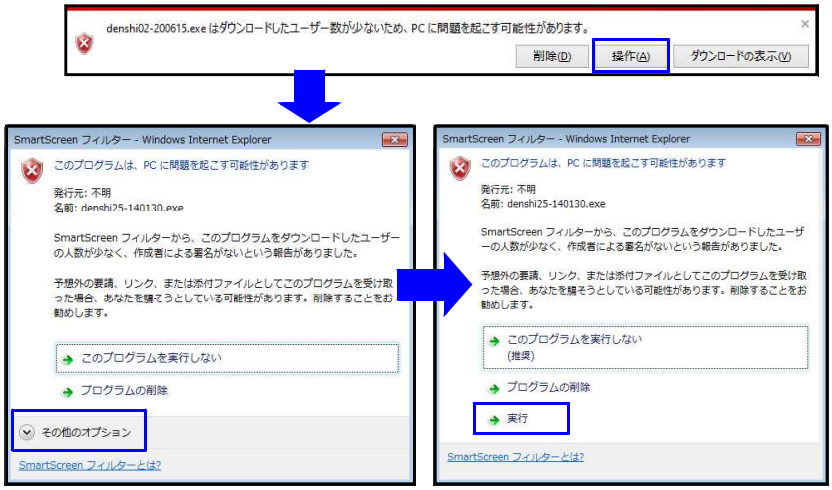

右図の画面を表示
した場合は 実行
を選択します。
↓

「詳細情報」をクリック
します。
↓

「実行」を選択します。

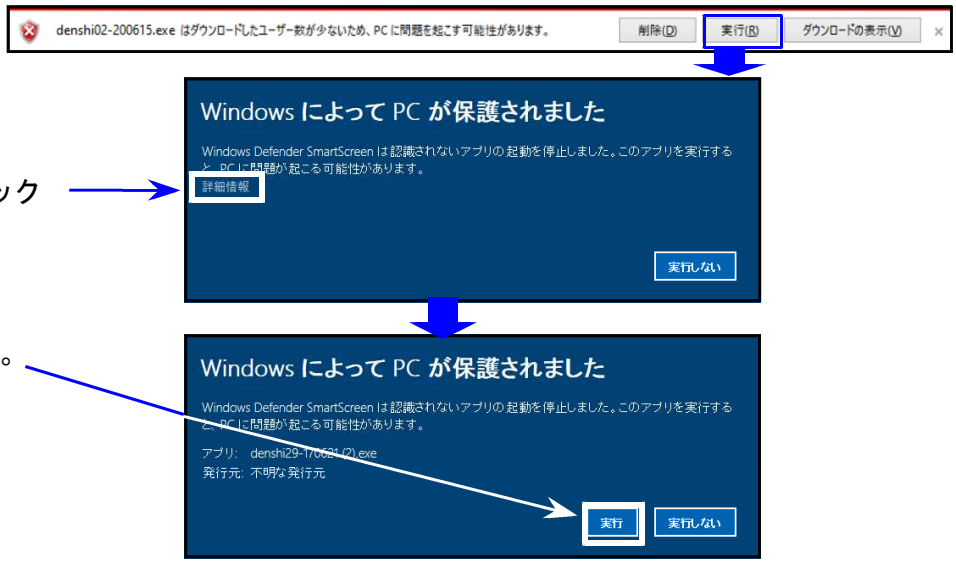

6. 保存が完了すると、左図の
画面を表示します。
実行 を選択してください。

7. 左図の画面を表示します。

しばらくお待ちください。

8. 左図の画面を表示します。
「次へ」をクリックします。

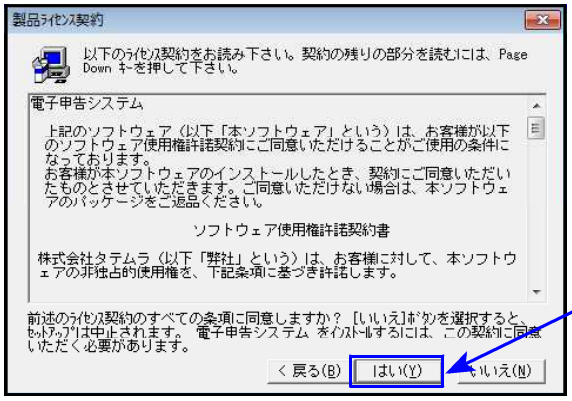

9. 左図の画面を表示します。

「はい」をクリックします。

10. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

しばらくお待ちください。

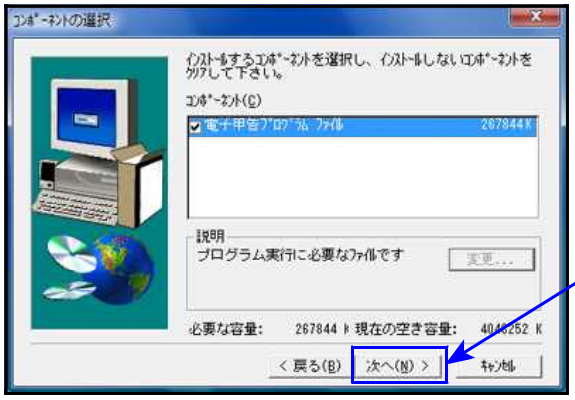

11. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

更新作業が始まります。
そのまましばらくお待ちください。

12. 「セットアップの完了」と表示したら
「完了」をクリックします。

※デスクトップへ保存した場合、
デスクトップの
「denshi02-200923.exe」は削除します。

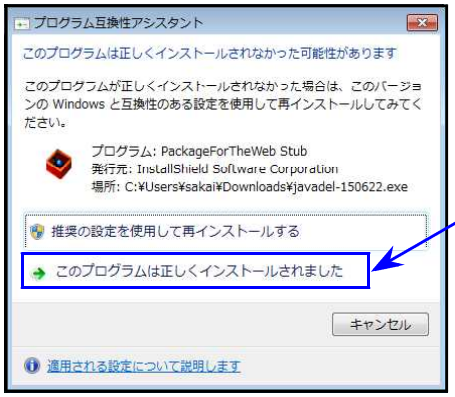

※インストール終了後に
「このプログラムは正しくインストールされなかった可能性があります」と表示した場合、
「このプログラムは正しくインストールされました」
をクリックします。

以上で更新作業は終了です。

※e-Taxソフトの更新も行ってください。

e-Taxソフトの更新が必要です

令和2年9月23日にe-Taxのバージョンアップがありました。
弊社電子申告ソフトの更新と一緒にe-Taxソフトの更新作業も行っていただきますようお願いします。以下の方法でバージョンアップしてください。

1. デスクトップ上のe-Taxソフトのアイコンをダブルクリック。

2. インターネット接続をＯＫ→国税庁からのお知らせをＯＫ、にして進みます。

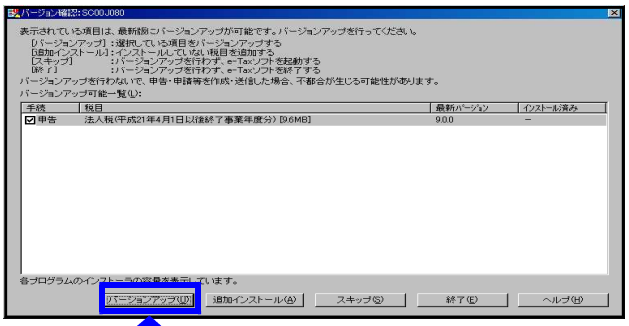

3. 上記の画面が表示されましたら、「バージョンアップ」をクリックし、画面に従ってバージョンアップ作業をお願いいたします。

相続税申告書プログラム 更新内容

20.09

● 令和２年改正に対応しました

《 以下の申告書の変更に対応しました 》

第２表、第４表の付表、第１１表、第１１の２表、第１１・１１の２表の付表１及び(続)
第１１・１１の２表の付表１(別表１)、第１２表、第１３表、第１４表、
第１５表及び(続)、修正第１表及び(続)

※第11表の官製用紙は１５行ですが、弊社プログラムは２０行となっております。

第２表

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,
税率	10%	15%	20%	
控除額	－	500千円	2,000千円	7,

速算表の10,000千円以下控除額欄の「千円」表示が削除となりました。

第４表の付表

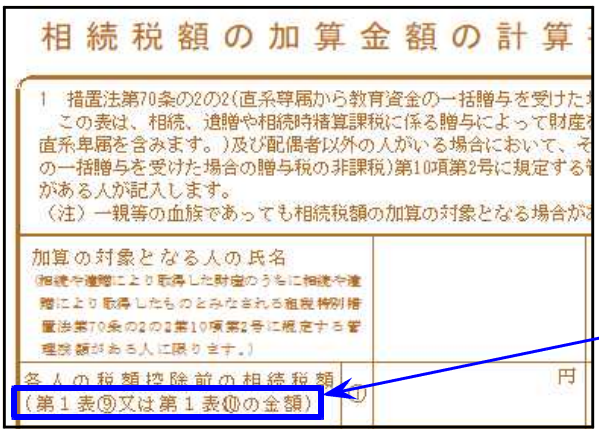

相続税額の加算金額の計算

1 措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産
直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、そ
の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する
がある人が記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合が

加算の対象となる人の氏名
(相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる租税特別措置法第70条の2の2第10項第2号に規定する管理除額がある人に限ります。)

各人の税額控除前の相続税額
(第１表⑨又は第１表⑩の金額)
円

各項目名の記載元表記から「の」が削除となりました。

例）第１表の⑨
↓
第１表⑨

第１１表

・第15表が変更になったことに伴い、各注記内にある転記先第15表の項目番号表記が変更となりました。

・「家屋」が「家屋等」に変更となりました。

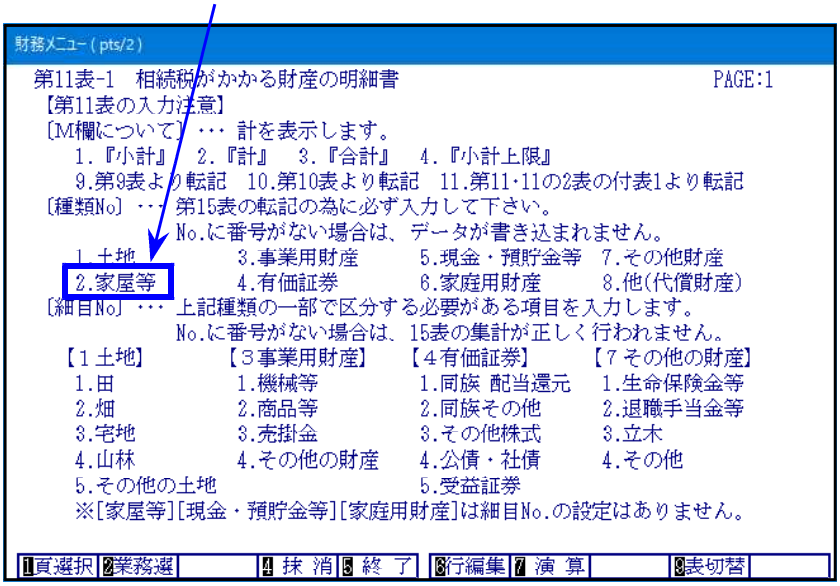

財務メニュー(pts/2)

第11表-1 相続税がかかる財産の明細書 PAGE:1

【第11表の入力注意】
〔M欄について〕・・・ 計を表示します。
1.『小計』 2.『計』 3.『合計』 4.『小計上限』
9.第9表より転記 10.第10表より転記 11.第11･11の2表の付表1より転記
〔種類No〕・・・ 第15表の転記の為に必ず入力して下さい。
No.に番号がない場合は、データが書き込まれません。
1.土地 3.事業用財産 5.現金・預貯金等 7.その他財産
2.家屋等 4.有価証券 6.家庭用財産 8.他(代償財産)
〔細目No〕・・・ 上記種類の一部で区分する必要がある項目を入力します。
No.に番号がない場合は、15表の集計が正しく行われません。

【1土地】	【3事業用財産】	【4有価証券】	【7その他の財産】
1.田	1.機械等	1.同族 配当還元	1.生命保険金等
2.畑	2.商品等	2.同族その他	2.退職手当金等
3.宅地	3.売掛金	3.その他株式	3.立木
4.山林	4.その他の財産	4.公債・社債	4.その他
5.その他の土地		5.受益証券	

※[家屋等][現金・預貯金等][家庭用財産]は細目No.の設定はありません。

1頁選択 2業務選 4抹消 5終了 6行編集 7演算 8表切替

種類No.2は「家屋等」と表示します。

NO	M	種類	
1		NO 2	家屋等

※すでに入力のデータは「家屋」のままです
必要に応じて手直ししてください。

第１１の２表 ・ **第１２表** ・ **第１３表**

第15表が変更になったことに伴い、各注記内にある転記先第15表の項目番号表記が変更となりました。

第１１・１１の２表の付表１ ・ **第１１・１１の２表の付表１(続)**

右上番号、説明文、注記が変更となりました。

第１１・１１の２表の付表１(別表１)

注記が変更となりました。

第１４表

注記、及び転記先の第15表の番号表記が変更となりました。

第１５表 ・ **第１５表(続)**

令和２年４月１日以降の相続において「配偶者居住権」が新設されたことに伴う項目追加等、様式が変更となりました。

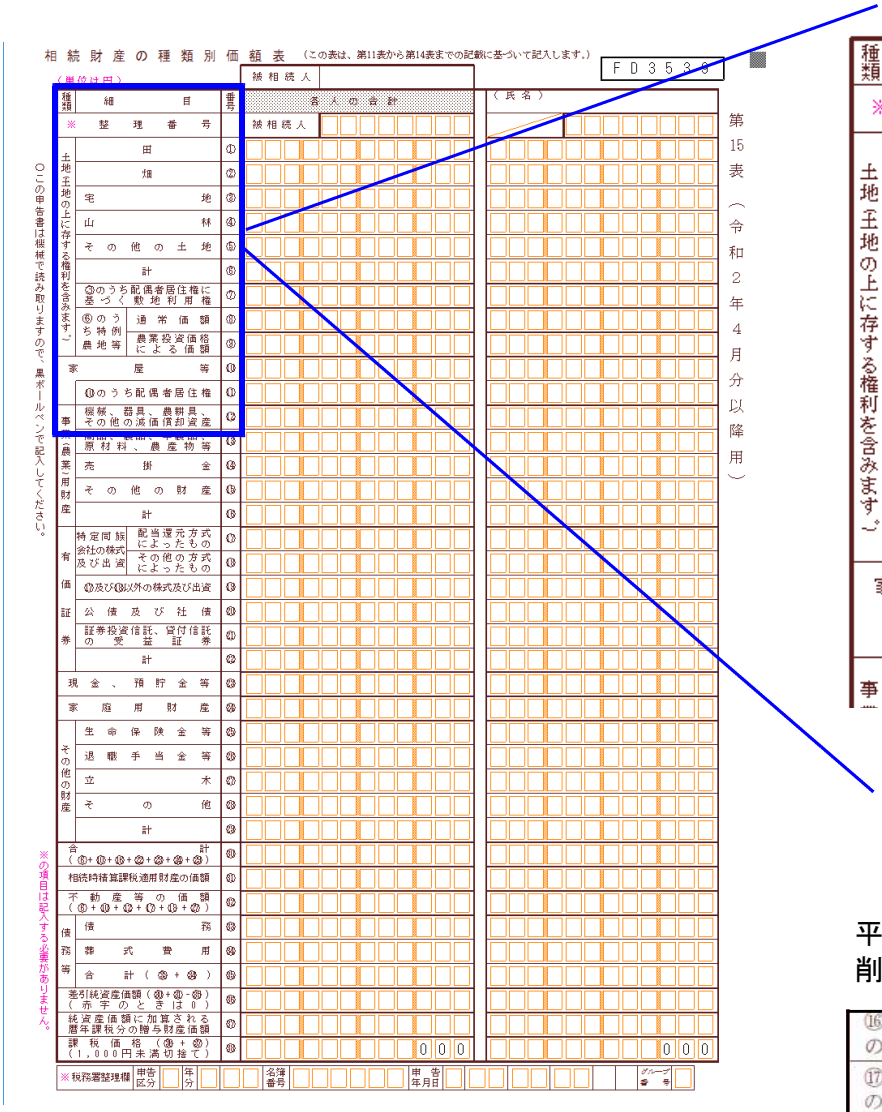

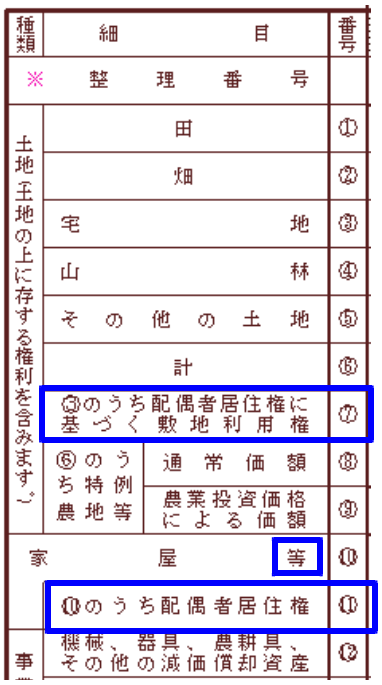

※⑦、⑪欄は手入力です

平成31年の31～34項目は削除となりました。

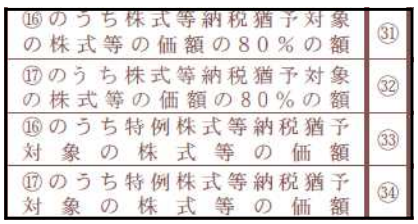

財産評価プログラム 更新内容

20.09

●「配偶者居住権等の評価明細書」を新規追加しました

令和２年４月１日以降の相続において「配偶者居住権」が新設され、財産評価プログラムにおいて新規追加しました。

配偶者居住権等の評価明細書

（令和二年四月一日以降用）

所有者	建物	(被相続人氏名) 国税　太郎	① 持分割合 1/1	(配偶者氏名) 国税　花子	持分割合	所在地番 (住居表示) ○○県○○市○○町1-1 (○○県○○市○○町1-1)
	土地	(被相続人氏名) 国税　太郎	② 持分割合 1/1	(共有者氏名)	持分割合	(共有者氏名) 持分割合
居住建物の内容	建物の耐用年数	(建物の構造) 木造				年 33 ③
	建築後の経過年数	(建築年月日) 平成 22 年 12 月 1 日 から	(配偶者居住権が設定された日) 令和 3 年 3 月 20 日 … 10 年			年 10 ④
	建物の利用状況等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計				150.00 ㎡ ⑤
		建物の床面積の合計				200.00 ㎡ ⑥
の配偶者居住権等の存続年数		[存続期間が終身以外の場合の存続年数] (配偶者居住権が設定された日) ___年___月___日 から ___年___月___日 … ___年 (存続期間満了日) ⑦ (6月以上の端数は1年 6月未満の端数は切捨て)				存続年数(⑦) 年 12 ⑦
		[存続期間が終身の場合の存続年数] (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢) 79 歳(生年月日 昭和 16 年 5 月 20 日、性別 女) … 12 年 (平均余命) ⑧ (⑦と⑧のいずれか短い年とし、⑦がない場合は⑧の年数 12 年)				複利現価率 0.701 ⑨
評価の基礎となる価額	建物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額				20,000,000 円 ⑩
		共有でないものとした場合の相続税評価額				18,500,000 円 ⑪
		相続税評価額 (⑩の相続税評価額) 18,500,000 円 × (⑪持分割合) 1/1				円 18,500,000 (円未満切捨て) ⑪
	土地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額				60,000,000 円 ⑫
		共有でないものとした場合の相続税評価額				58,200,000 円 ⑬
		相続税評価額 (⑫の相続税評価額) 58,200,000 円 × (⑬持分割合) 1/1				円 58,200,000 (円未満切捨て) ⑭

土地は10筆まで入力可

○配偶者居住権の価額

(⑩の相続税評価額) 20,000,000 円 × (⑤賃貸以外の床面積 / ⑥居住建物の床面積) 150.00 ㎡ / 200.00 ㎡ × (⑪持分割合) 1/1	円 15,000,000 (円未満四捨五入) ⑮
(⑮の金額) 15,000,000 円 − (⑮の金額) 15,000,000 円 × (③耐用年数 − ④経過年数 − ⑦存続年数 / ③耐用年数 − ④経過年数) (注)分子又は分母が零以下の場合は零。 33 − 10 − 12 / 33 − 10 × (⑨複利現価率) 0.701	(配偶者居住権の価額) 円 9,971,087 (円未満四捨五入) ⑯

○居住建物の価額

(⑪の相続税評価額) 18,500,000円 − (⑯配偶者居住権の価額) 9,971,087円	円 8,528,913 ⑰

○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額

(⑫の相続税評価額) 60,000,000 円 × (⑤賃貸以外の床面積 / ⑥居住建物の床面積) 150.00 ㎡ / 200.00 ㎡ × (⑫と⑬のいずれか低い持分割合) 1/1	円 45,000,000 (円未満四捨五入) ⑱
(⑱の金額) 45,000,000 円 − (⑱の金額) 45,000,000 円 × (⑨複利現価率) 0.701	(敷地利用権の価額) 円 13,455,000 (円未満四捨五入) ⑲

○居住建物の敷地の用に供される土地の価額

(⑭の相続税評価額) 58,200,000 円 − (⑲敷地利用権の価額) 13,455,000 円	円 44,745,000 ⑳

備　考	

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

※他表からのデータ転記、及び他表へのデータ転記はございません。
　また、現時点では財産一覧表での読込みもございません。

● 更新内容

① e-Tax更新に伴い、弊社電子申告システムも対応致しました。

法人税申告書の受付が、特別償却の付表以外できるようになりました。
※特別償却の付表につきましては、令和3年1月のe-Tax更新で受付開始予定です。

② 法人の申告において、イメージデータ送信（ＰＤＦ添付）に対応しました。

個人申告は確定申告更新時に対応予定

[882]法人・送信データ作成 〔51:新法人税送信用データ変換 / 55:消費税送信用データ変換〕 の令和２年以降画面に
[10:ＰＤＦ]キー追加

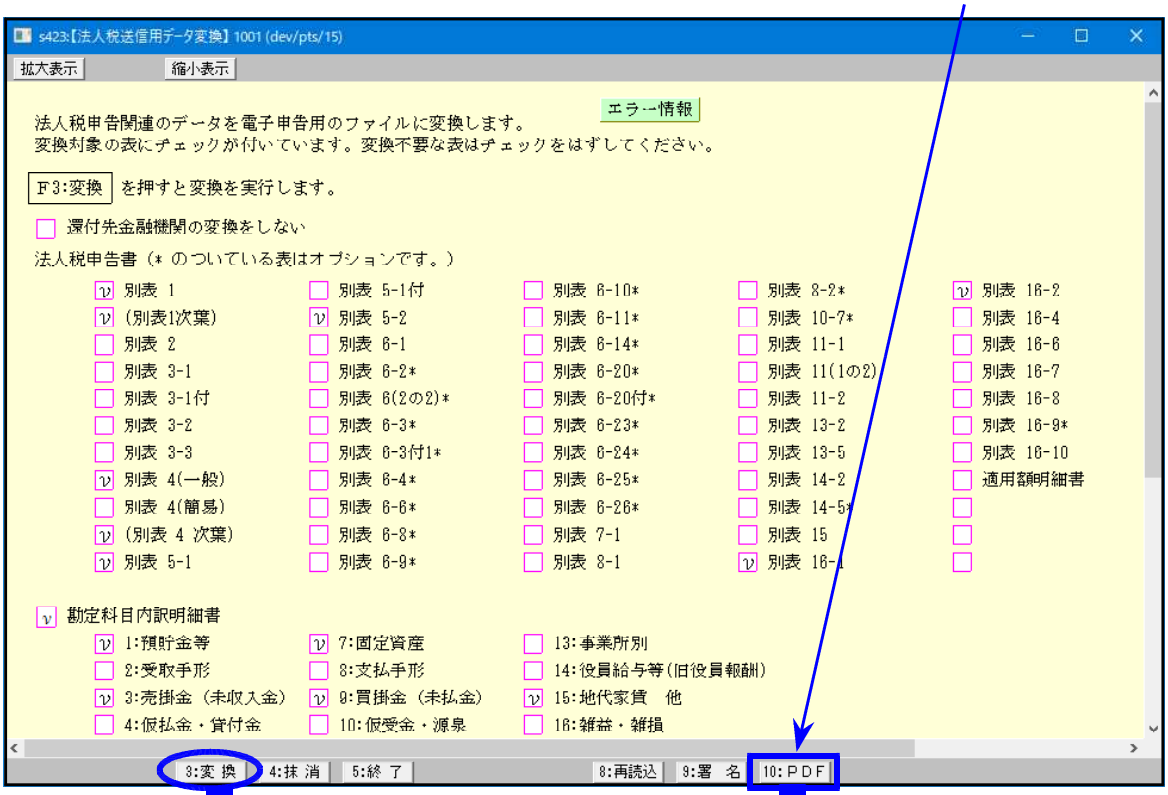

申告データの変換
↓
署名

PDFファイルのデータ変換
↓
署名

↓
紐付けて送信

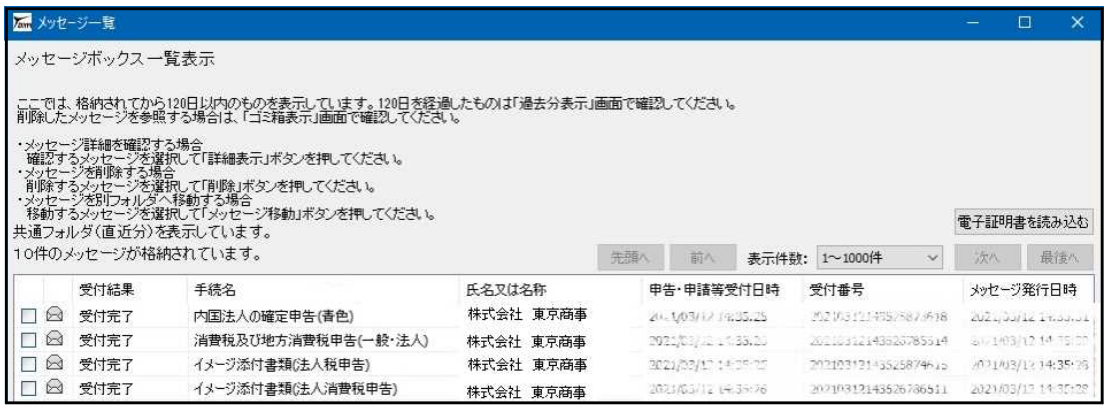

※添付できるファイルについて※

イメージデータでの提出可能な添付書類をあらかじめe-Taxホームページ等でご確認のうえ、選択するようにしてください。
添付するものがＰＤＦファイルのため、提出できないものをはじくというような機能はございません。ご理解いただいたうえでのご利用をお願いします。

参考：e-Taxホームページ
イメージデータで提出可能な添付書類
・法人税確定申告書
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku02.pdf
・消費税申告（法人）
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku03.pdf

添付書類のイメージデータによる提出についてよくある質問
https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/qaimagedata.htm

e-Taxで用意されているものについてはPDF形式ファイルで送信してもエラーはしませんが、税務署で不受理扱いとなるようです。
不明な点につきましては、提出先税務署へお問い合わせ願います。

【ＰＤＦファイルのデータ変換】 および 【申告データとの紐付け・送信】手順

1. ［ＰＤＦ］ボタンを押すと下図の画面を表示します。

・変換選択している法人の利用者識別番号、住所等の情報を自動表示します。
・「手続名」が空欄の場合、初期値として「データ年、税目名」を表示します。
適宜書きかえてご利用ください。

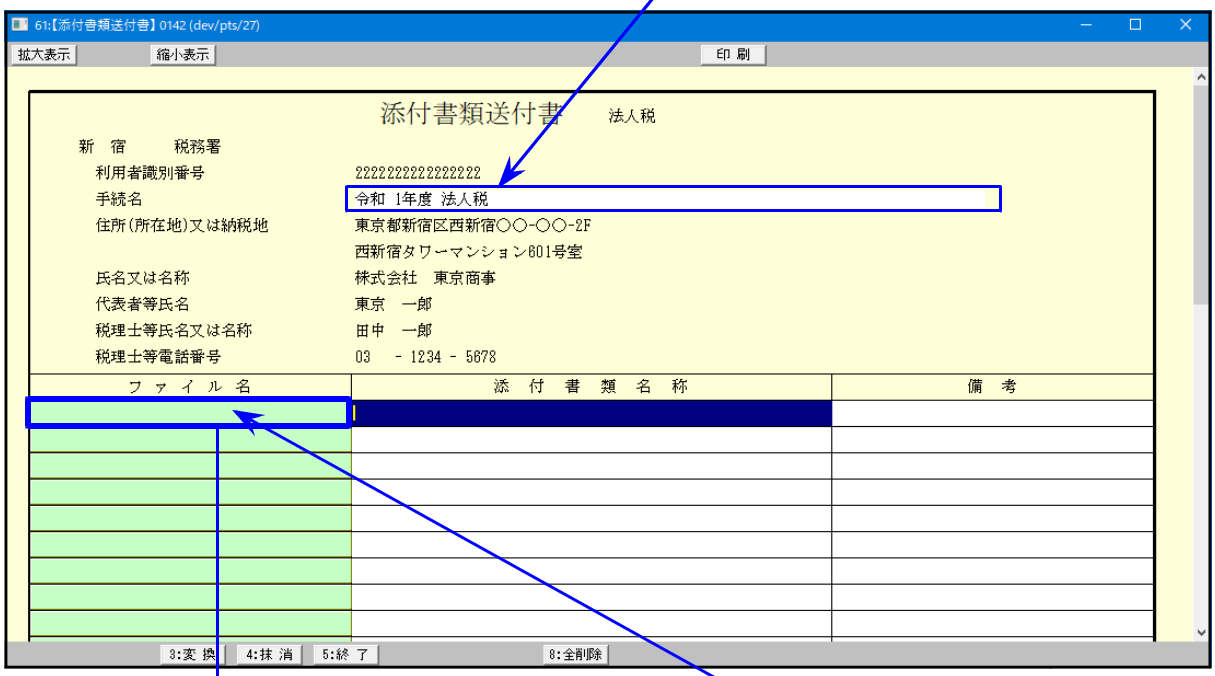

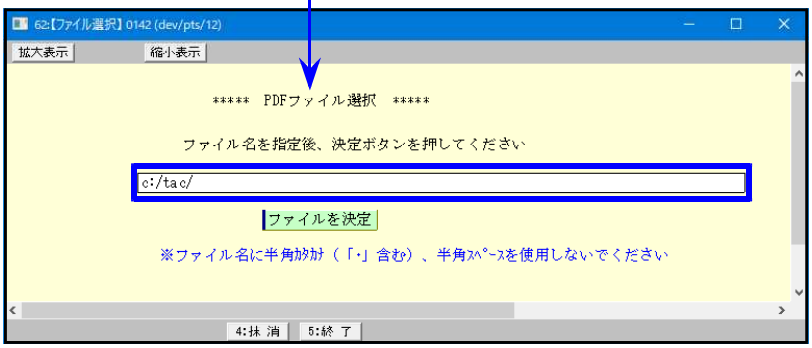

2. 「ファイル名」の緑部分をクリックします。

3. 左図を表示します。
添付するＰＤＦファイルの保存場所とファイル名を手入力で指定します。

※初期値はc:/tacですが、次回は前回変換のフォルダ名を表示します。

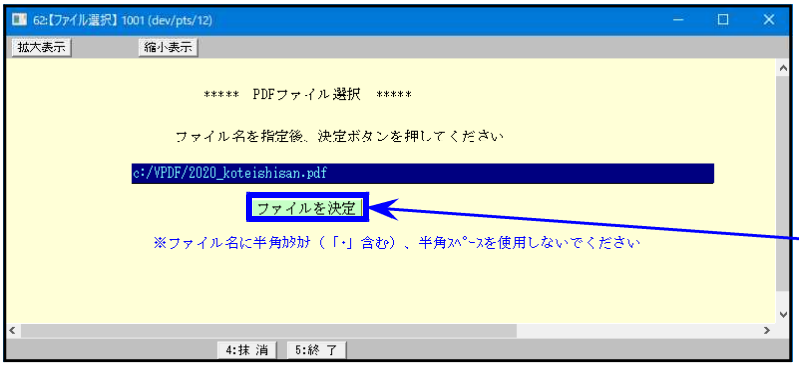

※添付するＰＤＦファイル名には、半角ｶﾀｶﾅや半角ｽﾍﾟｰｽは使用しないでください。

4. 添付ファイルの指定入力後、［ファイルを決定］ボタンをクリックします。

5. 一致したファイル名データが読み込まれ、表示します。

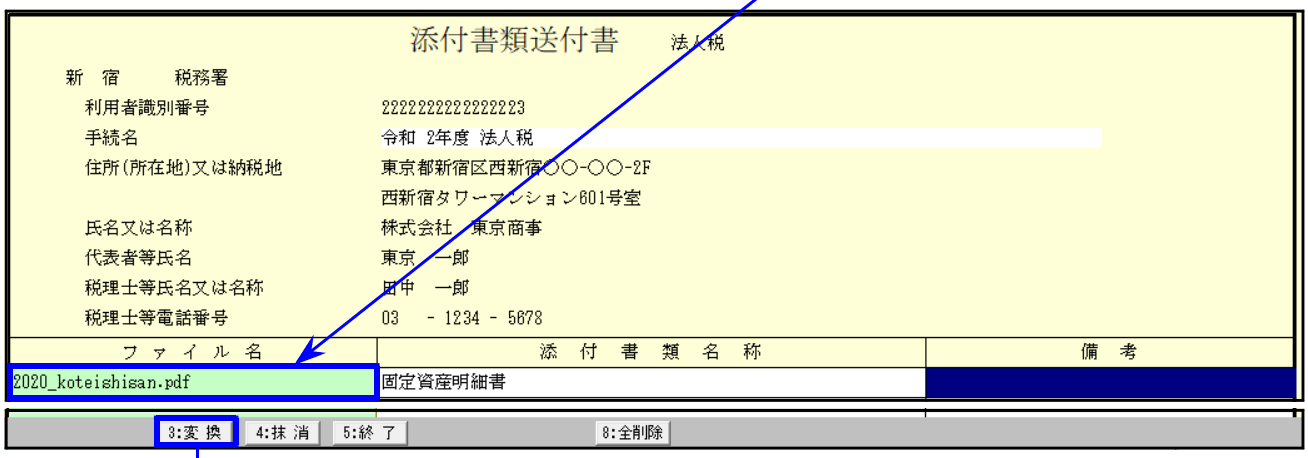

6.「添付書類名称」「備考」を適宜入力します。

ＰＤＦを複数添付する場合は、2～6を繰り返します。

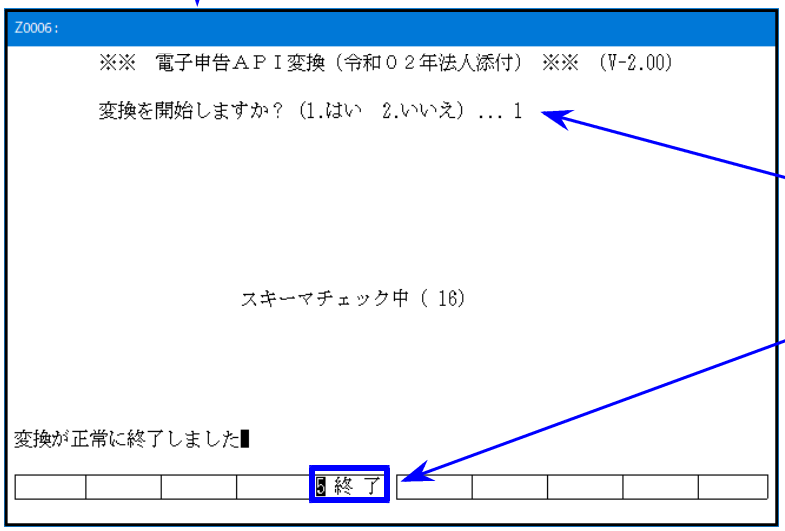

7. ファイル指定が完了後、［F3:変換］キーを押します。

左図を表示します。

「1」Enterを入力して、変換を開始します。

変換が完了したら［F5:終了］キーを押します。

8. 左下図の画面へ戻ります。変換後は、指定したデータはクリアとなります。［F5:終了］キーを押します。

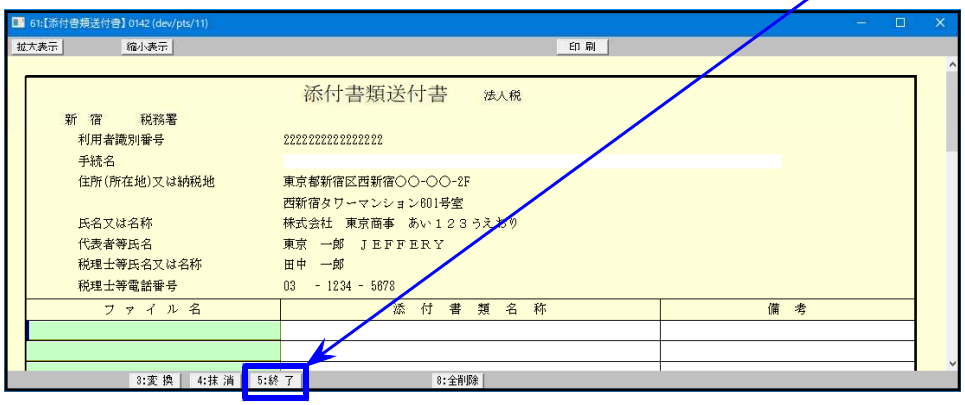

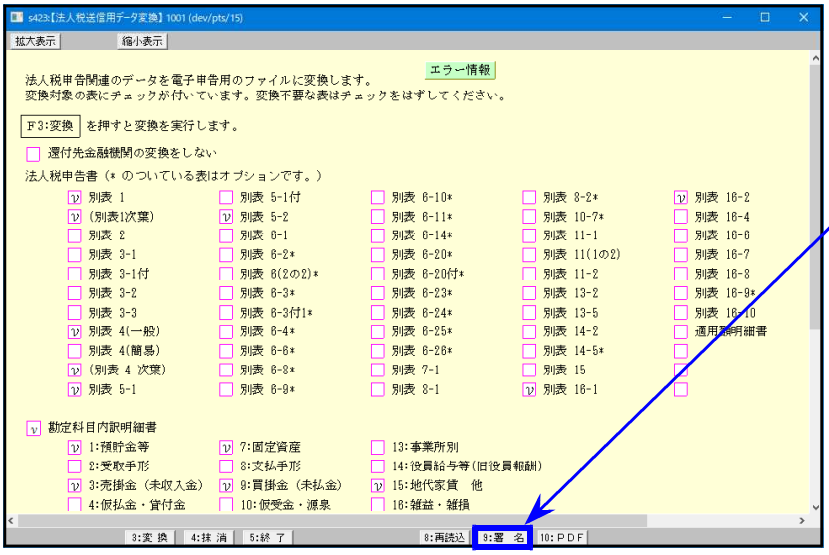

9. 左図の画面に戻ります。

[F9:署名]キーを押します。

10. 下図の画面を表示します。

変換済申告データとイメージデータに署名を行ってから、紐付けをします。

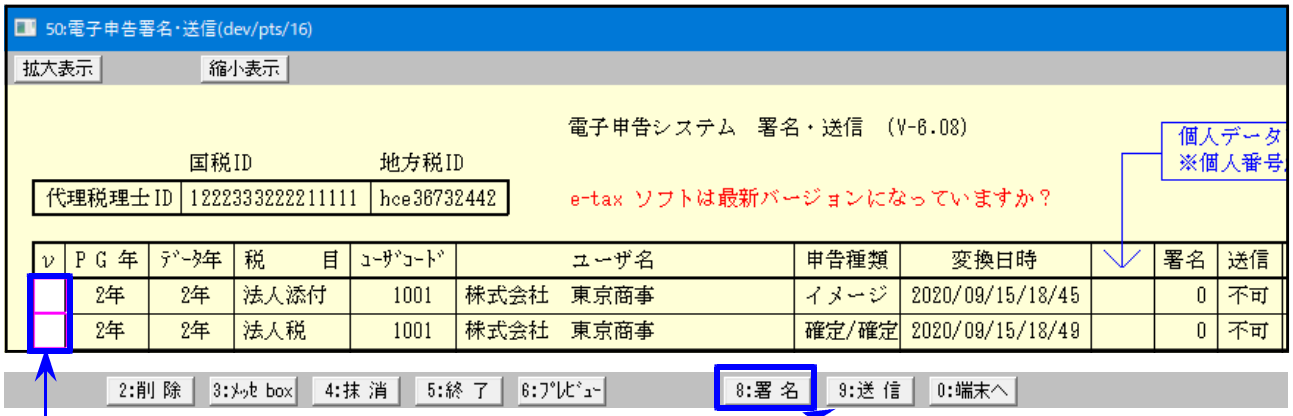

ν	P G 年	ﾃﾞｰﾀ年	税　目	ﾕｰｻﾞｺｰﾄﾞ	ユーザ名	申告種類	変換日時		署名	送信
	2年	2年	法人添付	1001	株式会社　東京商事	イメージ	2020/09/15/18/45		0	不可
	2年	2年	法人税	1001	株式会社　東京商事	確定/確定	2020/09/15/18/49		0	不可

11. 変換チェックを付けて[F8:署名]キーを押し、署名を行います。

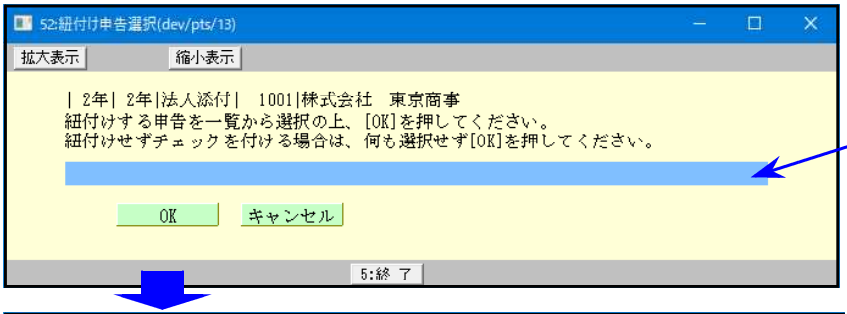

12. イメージデータ署名後、左図の画面を表示します。

水色部分をクリックすると署名のついた申告データを表示します。

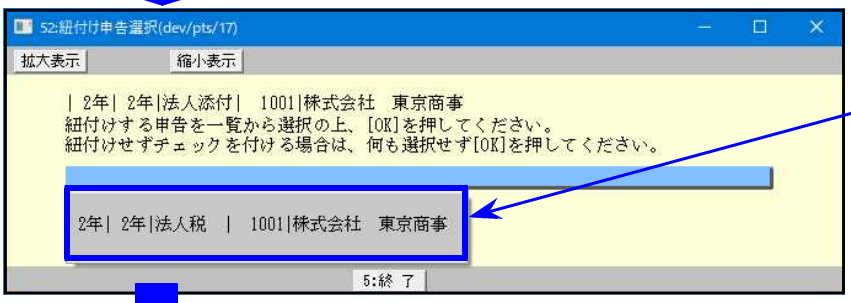

紐付けするデータをクリックして選択します。

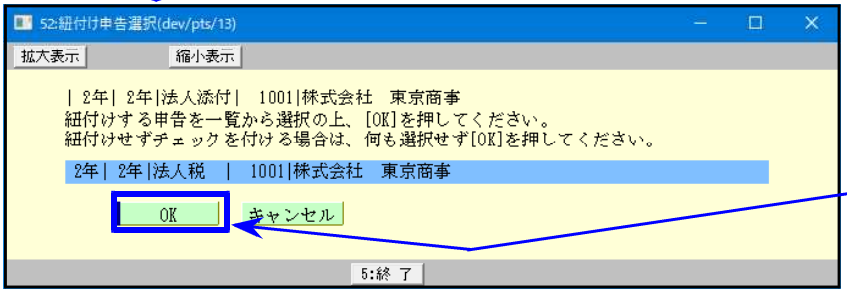

[ＯＫ] ボタンを押します。

13. 署名及びデータ紐付けが完了すると、申告種類が「イメージ」から「紐付け」に変わります。

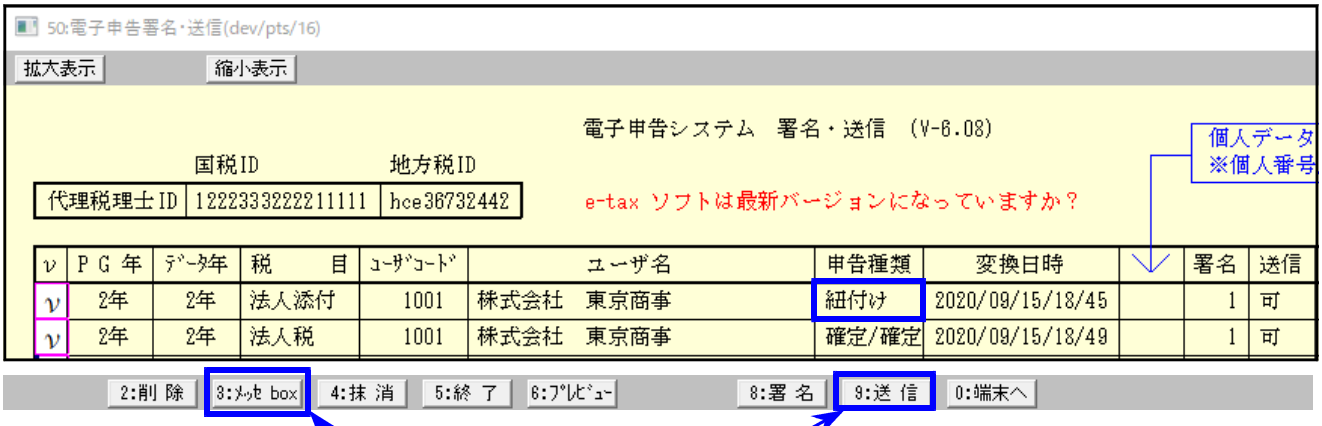

14. [9:送信]キーを押して、送信を行います。

15. 送信が完了したら、[F3:ﾒｯｾBOX]キーを押して、国税メッセージボックスを確認します。

下図のように、申告データに係る受信通知と、添付書類のイメージデータに係る受信通知が別々に格納されます。

[詳細表示] 等で確認、印刷を行ってください。

※イメージ添付書類については、報告書はございません。

「官製用紙印刷」についてのお知らせ

20.09

現在、各プログラムにおいて官製用紙への印刷対応を行っておりますが、電子申告の普及に伴い官製用紙の入手が以前よりも難しくなってきております。

また、プリンタによって転写率が異なるため、印字位置の微調整を行ってもすべてを合わせられないプリンタもでてきております。（上部はよい位置でも下のほうに行くにしたがってずれてしまう等）

上記の理由により、今後弊社プログラムは白紙用紙に限定して開発させていただきたく、事前のご案内とさせていただきます。

官製用紙印刷対応：令和３年３月３１日までの更新プログラム

令和３年４月１日以後更新のプログラムより、順次、印刷メニューから官製用紙印刷をなくしていく予定です。

ご理解、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。